

和歌山県警察公印規程

(最終改正：令和4年3月18日 和歌山県警察本部訓令第5号)

和歌山県警察公印規程を次のように定める。

和歌山県警察公印規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県警察において使用する公印に関して必要な事項を定めることにより、公印の適正な使用及び保管・管理の徹底を期すことを目的とする。

(公印の種類等)

第2条 公印の名称、規格、使用区分及び保管者は、別表のとおりとする。

(公印の保管・管理)

第3条 別表で定める公印の保管者（以下「保管者」という。）は、所属内で使用する公印の適正な使用及び保管・管理の責を負う。

- 保管者は、自所属の次席等（和歌山県警察処務規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第2号）第2条第5号の「次席等」をいう。）を取扱責任者に指定し、公印の使用、保管・管理その他公印に関する事務（以下「保管等の事務」という。）を処理させるものとする。
- 保管者は、必要に応じ、分庁舎、田辺運転免許センター及び新宮運転免許センター（以下「分庁舎等」という。）の長並びに和歌山県警察事務専決規程（平成18年和歌山県警察本部訓令第1号）の規定によりその所掌する事務を専決することができる者を公印の取扱責任者に指定することができる。
- 取扱責任者は、長時間不在となるときは、保管者の了承を得た上で、原則としてその同等又は上位の職に当たる者に保管等の事務の代行を依頼しなければならない。ただし、分庁舎等の取扱責任者は、当該分庁舎等に勤務する警部補以上の階級にある警察官のうちあらかじめ保管者が指定する者に依頼するものとする。
- 保管者のうち警察署長は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、休日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日をいう。）及び夜間における保管等の事務を当直責任者に行わせることができる。
- 公印は、常に施錠機能を有した堅固な印箱に納め、執務時間外は施錠設備を有する机、ロッカー等に当該印箱を納め、厳重に保管しなければならない。
- 保管者は、公印の盗難、紛失、偽造その他の事故があったときは、その状況を速やかに警務部総務課長を通じて警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(公印の作製及び廃止)

第4条 公印を新たに作製し、又は廃止しようとするときは、公印の名称、規格及び理由を記載した書面により、本部長の承認を受けなければならない。ただし、公印の再作製（既に本規程に基づき登録、使用されている公印を損耗等のため再度作製することをいう。以下同じ。）を行うときはこの限りではない。

- 原則として同一の公印を複数作製してはならない。ただし、業務の必要上、同一の公印を複数作製し、使用する必要があるときは、あらかじめ当該公印を使用する業務を主管する部長（当該公印が複数の業務で使用される場合はそれらの業務を主管する各部長）を通じ、本部長の承認を得た上で作製することができる。
- 廃止又は公印の再作製のため不用となった公印は、廃止等の日が属する年度の翌年度の4月1日か

ら起算して1年間保管しなければならない。この場合において、当該公印の保管は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に定める物品管理の規定に基づき、出納機関（警察本部にあっては警務部会計課長、警察署にあっては会計官又は会計課長をいう。）が行うものとする。

4 前項の期間を経過した公印は、これを使用できない状態にした上、廃棄しなければならない。

（公印登録簿）

第5条 公印は、全て警務部総務課に備える公印登録簿（別記様式）にその印影、取扱責任者等を登録しなければならない。

2 登録している公印を廃止し、又は再作製したときは、これを行った日及びその理由を公印登録簿に記載しなければならない。

（公印の使用）

第6条 公印を使用するときは、決裁を経た原議書と施行文書を公印の取扱責任者（第3条第4項又は第5項の規定により保管等の事務を行う者を含む。第7条において同じ。）に提示して押印を受けなければならない。

（公印の取扱い）

第7条 公印の取扱責任者は、原議書と施行文書を照合し、相違がないことを確認した上で押印しなければならない。

（公印の印刷）

第8条 公印の押印を必要とする同一の用紙を多数作成する場合は、公印の名称である職にある者（公印の名称が組織名である場合は当該組織の長）の承認を得て、公印の印影を当該用紙に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷した用紙であって、公印を再作製した時点で未使用のものは、当分の間、これを使用することができる。

（公安委員会の公印の取扱い）

第9条 和歌山県公安委員会の公印の取扱いは、前7条の規定を準用する。

（細則の制定）

第10条 この規程に定めるもののほか、公印の使用及び保管・管理について必要な事項は、別に定める。

（別表省略）

（別記様式省略）